

2024年度 岡山大学大学院法務研究科  
法学既修者入試C日程 試験問題

## 民事法系（民法、民事訴訟法、商法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、表紙を含め4枚である。
2. 問題には、問題1（民法）、問題2（民事訴訟法）、問題3（商法）がある。配点は、問題1が80点、問題2が35点、問題3が35点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配付されている。各問題ごとに解答用紙1枚を使って解答すること。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

## 【問題 1】

[問 1] および [問 2] に解答しなさい。解答用紙の冒頭に「問題 1」と記入すること。

[問 1] (配点 60 点)

以下の事実 (1) から (4) を前提として、下記の [問い] に解答しなさい。

[事実]

- (1) 2023 年 12 月 1 日の時点で、A は、腕時計 (甲) を所有しており、甲を自宅に保管していた。
- (2) 同日、A は、友人 B から、甲を 1 ヶ月間、無償で貸して欲しいと頼まれ、これを承諾した。同日、A から B に、甲が引き渡された。
- (3) 同月 10 日、B は、「A 代理人 B」と名乗って、C との間で、甲を 100 万円で売買する契約 (本件売買契約①) を締結した。A は、今までに一度も、B に代理権を授与したことはなく、代理権を授与した旨を表示したこともないが、B が、精巧に偽造した A の委任状を呈示したことから、C は、B に本件売買契約を締結する代理権があると過失なく信じたものである。同日、本件売買契約①に基づいて、C は B に 100 万円を支払い、B から C に、甲が引き渡された。
- (4) 同月 20 日、C は、D との間で、甲を 110 万円で売買する契約 (本件売買契約②) を締結した。同日、本件売買契約②に基づいて、D は C に 110 万円を支払い、C から D に、甲が引き渡された。

[問い]

同月 31 日、甲の返還のために B 宅を訪れた A は、本件売買契約①が締結された事実を知らされた。そこで、A は、C 宅を訪れ甲の返還を求めようとしたところ、本件売買契約②が締結された事実を知らされた。A は、甲を直接占有する D に対して、甲の返還を求めたいと考えている。そのために A が依拠すると考えられる法律構成を明らかにし、D からの反論も踏まえて、その当否を論じなさい。

[問 2] (配点 20 点)

「法定債権」とはどのようなものであるのかについて、例を二つ挙げて、簡潔に説明しなさい。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

## 【問題 2】

〔事実〕を読んで、〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。解答は、【問題 1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

### 〔事実〕

Xは、Yを被告として、Xが所有する土地（以下、「甲地」という）を不法に占有するYを被告として、甲地の明渡しを求める訴え（以下、「本訴」という）を管轄裁判所に提起した。

本訴について訴訟要件が備わっていることを前提として、以下の〔問 1〕〔問 2〕に解答しなさい。なお、各問は独立した問題として検討しなさい。

### 〔問 1〕（配点20点）

本訴の第 1 回口頭弁論期日で、Yは、「甲地がXの所有に属することは認める。しかし、自分（Y）は占有権限を有している。」と主張した。その後、第 2 回口頭弁論期日で、「甲地がXの所有に属することを認める。」との主張を撤回する旨の陳述（以下、「撤回の陳述」という）をした。Yがした撤回の陳述は許容されるか。論拠を挙げて説明しなさい。

### 〔問 2〕（配点15点）

本訴の裁判所はXの請求を棄却する旨の判決（以下、「本訴判決」という）をし、本訴判決は確定した。その後、XがYを被告として、甲地がXの所有に属する旨の確認を求める訴え（以下、「後訴」という）を管轄裁判所に提起した。

後訴の裁判所は、どのような処理をすべきか。本訴判決に生ずる既判力の内容を明らかにしたうえで、論拠を挙げて説明しなさい。なお、本訴の口頭弁論終結日以降、X Y間で甲地について実体関係の変動がないものとする。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

### 【問題 3】

〔問 1〕 および〔問 2〕 に解答しなさい。解答は、【問題 1】【問題 2】 を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 3」と記入すること。

〔問 1〕 （配点15点）

取締役会を置く非公開会社である P 株式会社は、株主総会の特別決議により、代表取締役の選定を株主総会決議によっても行うことができる旨の定款規定を新たに設ける定款変更を行った。当該定款規定は有効か。

〔問 2〕 （配点20点）

Y 株式会社は発行済株式総数 1000 株の会社法上の公開会社である。X は Y 社の創業者で Y 社株式 700 株を保有している。

Y 社代表取締役 A（持株数 200）は、X と折り合いが悪く、もっぱら X の Y 社支配を奪い取り、A による Y 社支配を確立するため、取締役会決議と募集事項の公示（会社法 201 条 3 項）を経て、2023 年 10 月 1 日を払込期日として、A の関係者 4 名に合計 800 株の新株発行（本件新株発行）を行った。本件新株発行の手続きに法令・定款違反はない。

X は、2023 年 12 月 10 日に本件新株発行が行われたことを知り、本件新株発行の無効の訴えを提起した。X の訴えは認められるか。

《問題 3 以上》

《民事法系問題 以上》

**【出題趣旨】**

**【問題 1】 民法**

[問 1] 動産売買が無権代理によって行われた場合における、本人への効果帰属の有無と、相手方からの買主による所有権取得の有無について問うものである。

[問 2] 法定債権についての理解を問うものである。

**【問題 2】 民事訴訟法**

「権利自白」の効力と既判力の内容・作用の仕方についての理解を問う問題である。

**【問題 3】 商法**

[問 1] 取締役会設置会社における株主総会の決議によっても代表取締役の選定を行うことができる旨の定款の効力を問う。会社法 295 条 2 項に言及しつつ、最判平成 29・2・21 民集 71 卷 2 号 195 頁を踏まえた解答が期待される。

[問 2] 公開会社における新株不公正発行が、新株発行無効の訴えの無効事由にあたるかに関する問題である。最判平成 6・7・14 日判時 1512 号 178 頁を踏まえた解答が期待される。